



第20回東京湾ヨットレース2014 (TYCレース第7戦) 帆走指示書

主催 東京ヨットクラブ (TYC)

後援 東京夢の島マリーナ

協力 スバル興業株式会社

1. 適用規則

- 1.1. セーリング競技規則2013-2016 (以下、「RRS」と略する。)
- 1.2. JSAF外洋レース規則2009
- 1.3. 当レース特別規定
- 1.4. 本帆走指示書
- 1.5. レース実施要項と帆走指示書の間に矛盾が生じた場合は本帆走指示書を優先する。

2. 責任の所在

- 2.1. 参加艇とその乗組員の安全に関する全ての責任は各艇こあるものとする。
- 2.2. 当レースの主催者および運営は、参加艇や乗組員の事故 (死亡、傷害、沈没、破損等) および、参加艇や参加者によって引き起こされた第三者に対する事故 (死亡、傷害、沈没、破損等) に対して一切の責任を負わない。
- 2.3. 参加艇がスタートするか否か、またレースを続行するか否かの判断は各艇が行うものであり、当レースの主催者および運営は一切の責任を負わない。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1. 帆走指示書の変更がある場合は艇長会議にて行う。
- 3.2. 海上での変更は、本部船にL旗を掲げ、口頭及びホワイトボードにて通告する。

4. レース日程

- 4.1. エントリー 8月16日 (土) までに、事前提出書類を東京夢の島マリーナへ提出
- 4.2. 支払期限 8月15日 (金) までに振込 (エントリーフォーム参照)
- 4.3. 出艇申告 8月23日 (土) 16時00分~16時30分 保田漁港 (ばんや)
- 4.4. 艇長会議 8月23日 (土) 16時30分~17時00分 保田漁港 (ばんや)
- 4.5. 保田MT 8月23日 (土) 17時00分~20時00分 保田漁港 (ばんや)
- 4.6. レース 8月24日 (日) 06時55分予告信号 全クラス同時スタート
- 4.7. 表彰式 8月24日 (日) 17時30分以降、東京夢の島マリーナアトリウム
(尚、参加艇の帰港が遅い場合は、9月8日 (日) 第8戦の表彰式と一緒にを行う場合あり)

5. 出艇申告

- 5.1. 参加艇は当該レースの艇長会議が始まるまでに、保田ばんやに設置するレース本部に必要書類とレース参加者名簿を提出し、リコールナンバーが記載されたクラス旗を受け取ることで出艇申告とする。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとしリコールナンバーが記載される。

レースクラスA	: ブルー	旗
レースクラスB	: グリーン	旗
レースクラスC	: イエロー	旗
クルージングクラス	: ピンク	旗

参加艇は出艇申告で受け取ったクラス旗を、バックステー等の視認しやすい場所に掲揚する。
レース参加艇は、海上エントリー及びレース中にクラス旗を掲揚しなければならない。

7. レースコース

- 7.1. 保田漁港沖スタート(注1)⇒浦賀水道航路東側(注2)⇒第一海堡・第二海堡間⇒木更津沖・中ノ瀬航路東側(注3)⇒アクアライン橋脚下(注4)⇒東京ディズニーシー沖近辺フィニッシュ(レースコース約30マイル)
- 7.2. (注1) スタートから保田漁港沖の定置網2を右舷に見て通過し、定置網2とその東側沿岸の間は航行禁止とする。
- 7.3. (注2) 浦賀水道航路北航側の浮灯標No.2、No.4および第二海堡西端を結ぶ線の東側。
- 7.4. (注3) 第二海堡西端、中ノ瀬航路の浮灯標No.2、No.4、No.6、No.8を結ぶ線の東側。
- 7.5. (注4) 海ほたるから7番目の橋脚と8番目の橋脚の間を北行すること。
- 7.6. (注5) 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路内並びに東京湾アクラライン東水路および付近海域への進入・航行を禁止する。尚、この航行禁止区域は連続した障害物とする。
- 7.7. 上記(注1～5)について違反した艇には「RRS60.2」により抗議できる。

8. 海上エントリー

- 8.1. レース参加艇は、本部船に「L」旗と「Y」旗が掲げられて、準備信号が発せられる迄に、レース海面において本部船をスターボード側(右側)に見ながらスターン側から近づきバウ側に進行して本部船からの確認を受け、海上エントリーを行われなければならない。
- 8.2. その際、他の艇との接触に注意し確認を受けた艇は速やかに本部船から離れる。
- 8.3. レース参加艇のすべての競技者は、衣類または個人装備を一時的に着替えたり整えたりする間を除き、ライフジャケットまたは、その他の適切な個人用浮揚用具を着用していなければならない。海上エントリー及びレース中に競技者がこれを履行していない場合はレース委員会より抗議される。
個人用浮揚用具のウエストベルト式については着用しているとは認めない。

L旗



Y旗



9. スタート

- 9.1. スタートラインは、保田漁港から北西約2マイル付近に設置する。
- 9.2. スタートラインは、保田漁港から北西沖合に対してTYC大エンサイン旗を掲げた本部船を右舷に見て、左舷側にM旗を掲げたマークボートとの見通し線とする。
- 9.3. スタートラインの位置を変更する場合は、本部船にL旗を掲げ通告し、本部船に続いて新しい地点へ移動する。
- 9.4. スタートは全クラス同時スタートとし、スタート予告信号時間は06時55分(予定)とする。



- 9.5. 定められた時刻にスタートさせることが出来ず延期する場合は、本部船に長音2声とともに回答旗（AP旗）が掲揚され、その後、長音1声とともに回答旗が降下され、1分後に予告信号が掲揚される。
- 9.6. スタート信号が発せられ自艇がスタートラインを完全に横切るまで、スピン等の使用（展開（ホイスト））をしてはならない。
- 9.7. 前項に違反した艇には、「RRS60.1」「RRS60.2」により抗議できる。
- 9.8. スタートラインはスタート後15分で消滅し、スタート信号15分経過後にスタートした艇は、失格に代わる罰則として所要時間に対し10%のタイムペナルティを課す。（RRS付則A4の変更）
- 9.9. スタートは、下記の通りとする（RRS26の変更）

時間	視覚信号	音響信号
予告信号（5分前）	TYCクラブ旗 掲揚	音響1声
準備信号（4分前）	P旗（又はI旗）掲揚	音響1声
1分信号（1分前）	P旗（又はI旗）降下	長音1声
スタート	TYCクラブ旗 降下	音響1声

P旗



準備信号

- 9.10. RRS30.1のI旗規則を適用する場合がある。

10. リコール

- 10.1. 個別リコールリコール艇があった場合は、本部船に音響1声と共に「X」旗を掲揚する。
- 10.2. 「X」旗の降下は、リコール艇が全て解消した時、あるいはスタート信号の4分経過後のいずれか早い方とする。
- 10.3. リコールを解消しなかった艇は、失格に代わる罰則として所要時間に対し10%のタイムペナルティを課す。

11. ゼネラルリコール

- 11.1. ゼネラルリコールの場合、本部船に音響2声と共に「第1代表旗」旗を掲揚する。新しいスタートの予告信号は、音響信号1声と共に「第一代表」旗が降下された1分後に発せられる。
- 11.2. I旗規則によるリコール艇があった場合は、音響信号1声と共に「X」旗を掲揚する。
- 11.3. I旗規則によるリコール艇が全て解消された場合、あるいはスタート信号4分経過後のいずれか早い時点で「X」旗を降下する。

12. フィニッシュ・ライン

- 12.1. フィニッシュラインは、浦安沖灯標の南側0.5マイル近辺に錨泊する本部船もしくはTYCエンサイン旗を掲げたマークボートと、M旗を掲げたマークボートもしくはマークブイの見通し線とする。尚、その日に気象状況によっては、海ほたる寄りにフィニッシュラインを設置する場合もある。
- 12.2. コース短縮があった場合は、第一海堡南側0.5マイル近辺もしくは第一海堡第二海堡間、又は、海ほたるアクアライン橋脚No.7の南西側約0.7マイル近辺とする。
- 12.3. コース短縮はクラス別に行う場合があり、クラス旗を掲揚した本部船もしくはTYCエンサイン旗を掲げたマークボートと、M旗を掲げたマークボートもしくはマークとの見通し線とする。
- 12.4. 第1海堡付近でコース短縮する場合で、M旗を掲げたマークボートもしくはマークが設置できない場合は、クラス旗を掲揚した本部船もしくはTYCエンサイン旗を掲げたマークボートと第1海堡南端との見通し線とする。

13. 航行の注意

参加艇は以下に対し、細心の注意を払い航行すること。本項に違反した艇はレース委員会により抗議される

- 13.1. 保田沖定置網
- 13.2. 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路内の進入・航行禁止
- 13.3. 金谷港へのフェリー航路での操船注意。

13. 4. 第一海堡周辺の水深（沿岸への近付き過ぎに注意）
13. 5. 木更津の盤州鼻
13. 6. 東京湾アクラライン橋脚下通過時における橋梁標
13. 7. 東京湾アクラライン東水路の進入・航行禁止
13. 8. 東京湾内を航行する本船（常に前後及びブリーサイドのワッチを怠らないこと・本船を避けること）

14. エンジンの使用

14. 1. レース参加艇はレース中に動力としてのエンジンの使用は認められない。（レース中とはスタート4分前の準備信号からフィニッシュ・ラインを横切るまで）
14. 2. 落水者救助、遭難艇（船舶）救助、他の船舶との衝突回避（緊急避難）、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対処するためにエンジンを使用することができる。（RRS 4 2. 3 (h)参照）
14. 3. エンジンをすみやかに使用出来なかったことは、7条及び13条各項の義務に対する免責とはならない。
14. 4. エンジンを使用した場合には、その状況（使用した目的・時間・場所等）について、フィニッシュ後レース本部に速やかに報告しなければならない。

15. タイム・リミット

15. 1. タイムリミットは、次の通りとする。

第一海堡南側近辺	1 3時30分（コース短縮の場合）
海ほたる橋脚南側近辺	1 5時00分（コース短縮の場合）
浦安沖灯標南側又は海ほたる寄り近辺	1 6時30分

16. ロールコール

16. 1. レース参加艇は本部から、自艇の位置・状況等について問い合わせを受けた場合に備え、申請した通信手段の電源を入れ呼び出しが聞こえる場所に置いておくこと。

17. レース成立

17. 1. 当該クラスのトップ艇のフィニッシュをもって、そのクラスのレースは成立する。
17. 2. タイムリミット内に当該クラスの1艇もフィニッシュしない場合には、そのクラスのレースはノーレースとする。（RRS 3 5の変更）

18. 本部船及びマークボート

18. 1. 本部船は、モーターボートを予定しTYC大エンサインを掲げる。
18. 2. マークボートは、モーターボートを予定しTYC旗を掲げる。
18. 3. 本部船とマークボートの正式な艇名と連絡先は艇長会議時に連絡する。

19. レース中止

19. 1. 保田ミーティング（保田MT）中止については、2日前の木曜日にTYC HPで通知する。
19. 2. 保田ミーティング中止の場合、本レースも中止となるが、レース当日の日曜日に通常月と同じディズニーシー沖でレースが可能な場合は実施する。

20. リタイア

20. 1. 出艇申告をしたがスタートしない艇、リタイアする艇は、基本的に本部船に対してその意志を連絡しその伝達を確認すること。
無線に依る場合は、国際VHF若しくは携帯電話によるものとし、必ず受信応答を受けること。また、無線による連絡手段を持たない艇で、かつ本部船付近までの航行が困難な艇においては、帰港後、陸上レース本部に対して速やかにその旨を連絡すること。
20. 2. ハーバーに帰港した際には、すみやかにレース本部に対して帰着申告を行うこと。（リタイアを海上

で連絡済みの艇も、上記と同様に陸上レース本部に対して帰着申告時にその旨を伝えること。)

21. 帰着申告

21. 1. レース参加艇は、ハーバーに帰港後直ちにクラス旗を陸上レース本部に対して返却する。この返却をもって帰着申告とする。
21. 2. 帰着申告時にレース報告書を提出し、レース報告書には第一海堡と第二海堡間の通過時刻、アクアライン橋脚下通過時刻およびフィニッシュ時刻を記載する。
21. 3. フィニッシュ後2時間以内に帰着の申告のない場合、レース委員会から抗議される。

22. 抗議と救済の要求

22. 1. レース参加艇はRRS 60. 1に従って抗議および救済要求をすることができる。抗議しようとする艇は最初の妥当な機会に相手艇に「プロテスト(抗議)」と声を掛け、目立つように「赤色」旗をレース中でなくなるまで掲揚しておかなければならない。(RRS 61. 1)
22. 2. 抗議または救済要求をしようとする艇は、フィニッシュまたはリタイア後速やかに本部船に通告すること。
22. 3. 抗議、救済の締め切り時間は、そのレース日の最終艇フィニッシュ後90分(但しコース短縮の場合は17時30分まで)とする。

23. 得点の計算方法

23. 1. 各レースの得点計算方法は、次の通りRRS附則Aの低得点方式とする。
1位=1点、2位=2点、3位=3点、4位・・・以下、順位を得点とし、年間成績に対しての得点係数は1.2とする。
23. 2. 尚、クラス参加艇数は当該レースの出艇申告をした艇とする。

24. レース本部 及び 緊急連絡先

海上本部	080-1391-5877 (レース担当本部船)
	(国際VHF) 艇長会議時にchを決定
マークボート	艇長会議時に連絡
陸上本部	080-8082-0787
東京海上保安部	03-5564-4999
千葉海上保安部緊急	043-242-4999
海上緊急通報	118
東京夢の島マリーナ	03-5569-2710

TYCでは安全なレース運営の為に、本部艇および警戒艇の通信は国際VHFを使用する。
リコール艇のコール等にも使用するので、国際VHFの利用を強く推奨する。

25. レース本部所在

25. 1. レース前日(土) 保田漁港 又は 本部船
25. 2. レース当日(日) 陸上本部(夢の島マリーナ内) 又は 本部船

以上

《参考付図》

1. レースコース

(レースコース約30マイル)

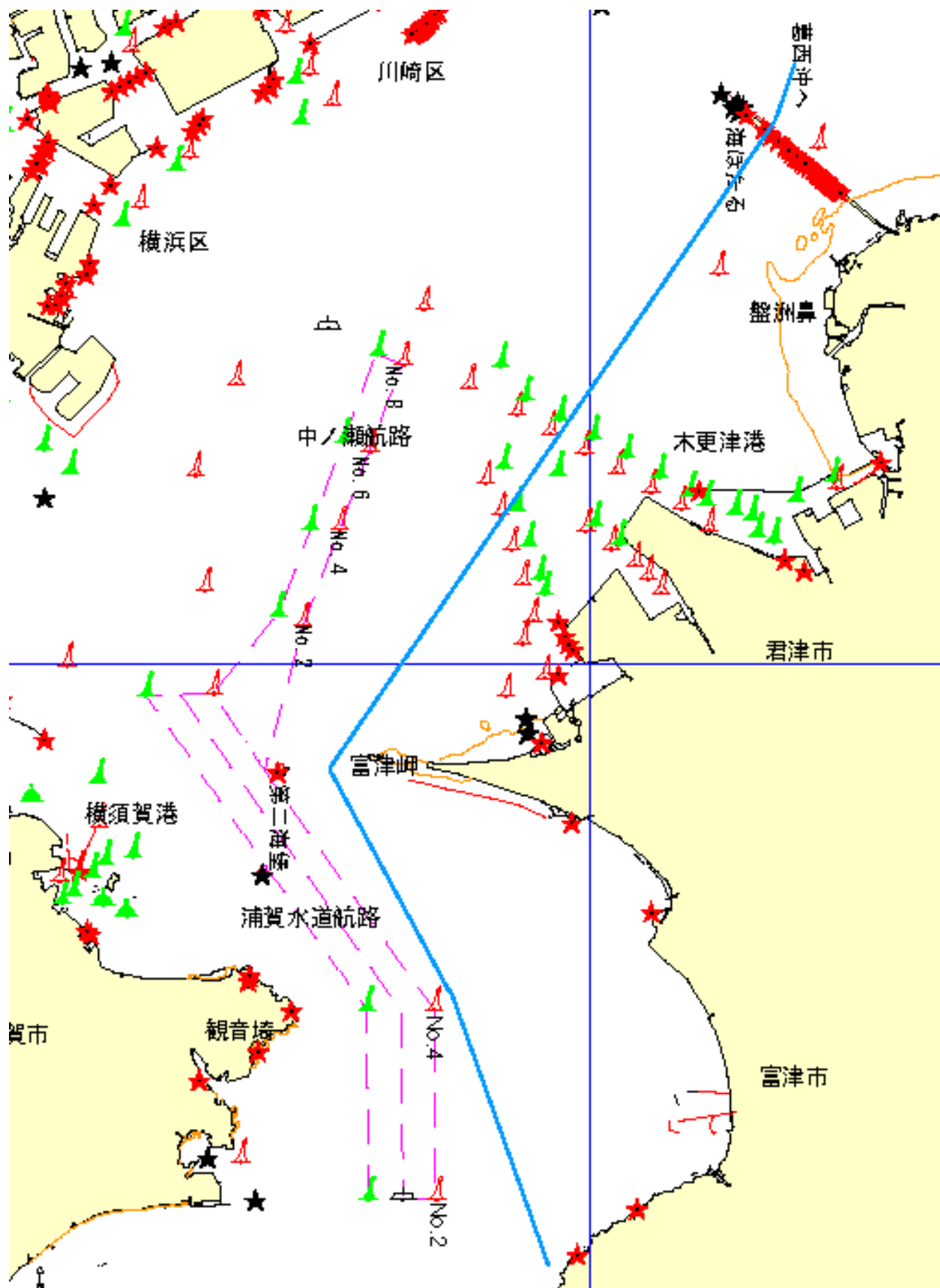


【浦賀水道航路及び中ノ瀬航路の位置】 (おおよその座標と航路略図参照)

浦賀水道航路	浮灯標No.2	(E139° 47' 23.0" N35° 12' 31.8")
浦賀水道航路	浮灯標No.4	(E139° 47' 21.0" N35° 15' 10.6")
中ノ瀬航路	浮灯標No.2	(E139° 45' 06.7" N35° 20' 32.4")
中ノ瀬航路	浮灯標No.4	(E139° 45' 44.1" N35° 21' 52.8")
中ノ瀬航路	浮灯標No.6	(E139° 46' 15.3" N35° 22' 57.9")
中ノ瀬航路	浮灯標No.8	(E139° 46' 49.4" N35° 24' 10.6")

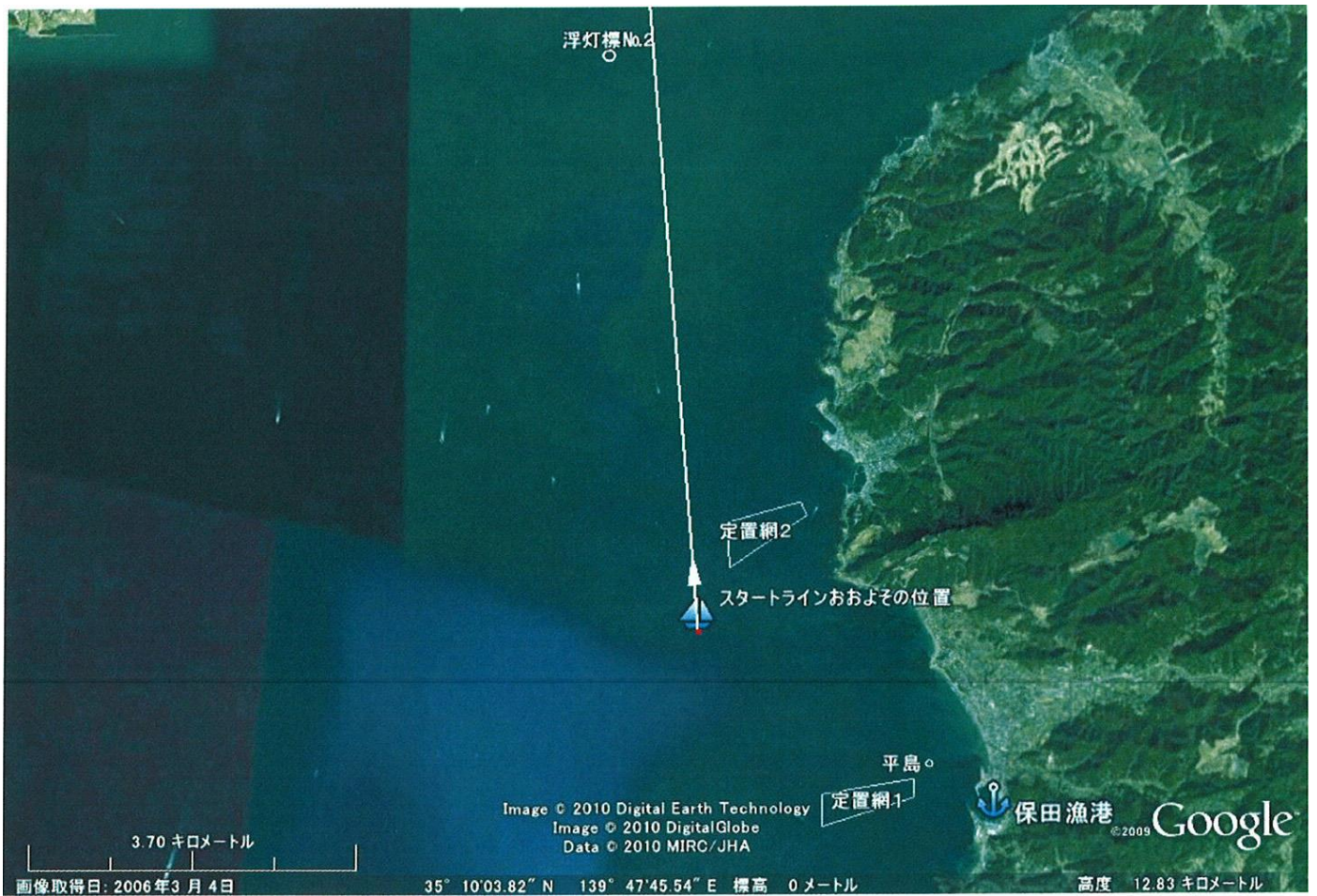
スタートから第一海堡まで潮流の影響が大きいので注意すること。

潮流の影響に十分配慮し浦賀水道航路および、中ノ瀬航路への進入や航行は絶対に行わないようにする。



2. スタートラインおおよその位置

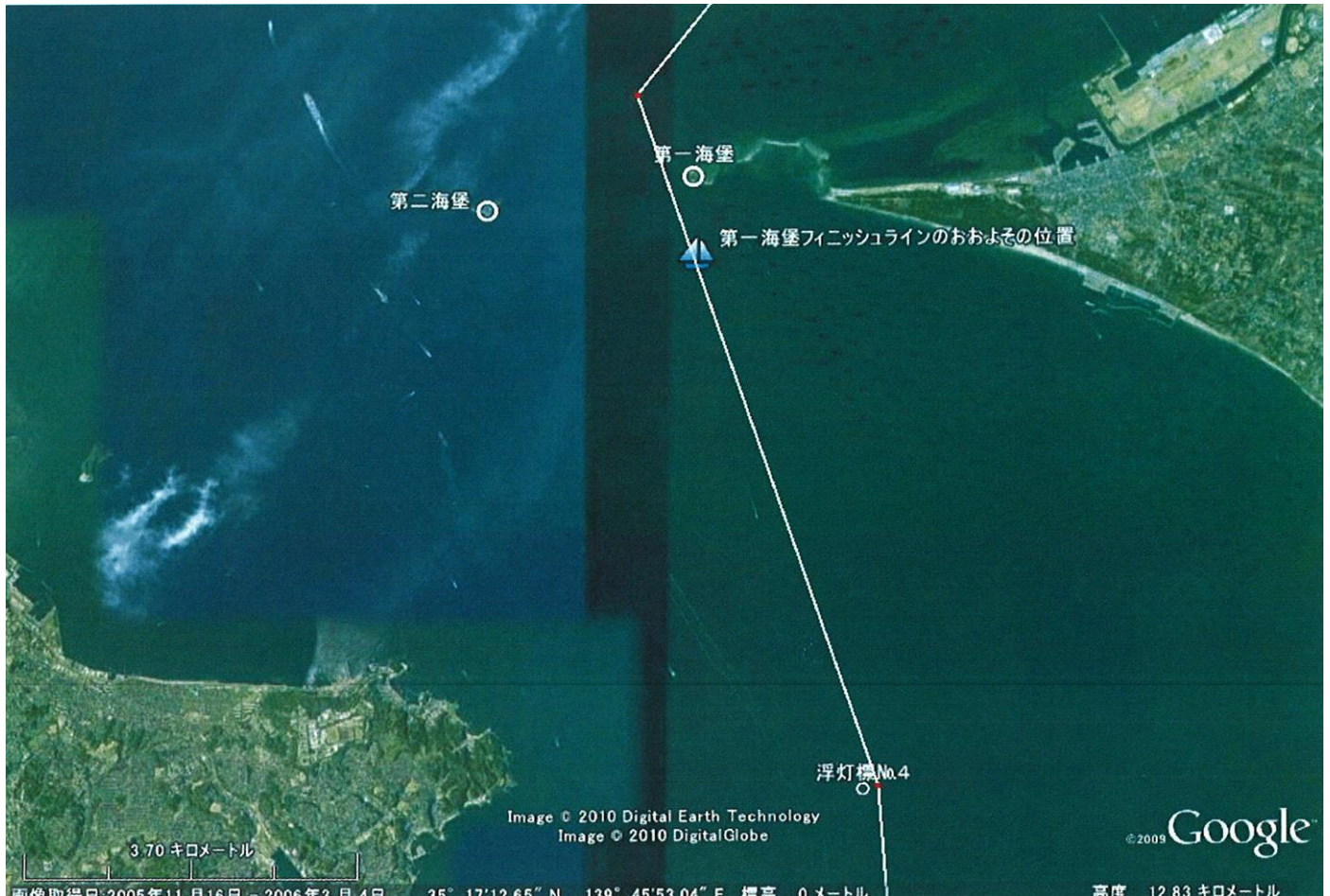
スタートラインおおよその位置は、保田漁港から北西約2マイル沖合近辺を予定。尚、定置網2とその東側沿岸の間は航行禁止とする。



3. 第一海堡回航及びコース短縮（第一海堡フィニッシュの場合）

注 第二海堡南東方灯浮標（南方位標識）を回る場合に、浦賀水道航路に入らないよう十分注意すること。

第一海堡フィニッシュになる場合のおおまかな位置は、第一海堡の南側約0.5マイル近辺。もちくは第一海堡と第二海堡の間となる。



4. コース短縮（海ほたるフィニッシュになる場合）

海ほたるフィニッシュになる場合のおおまかな位置は、海ほたるアクアライン橋脚No.7の南西側約0.7マイル近辺。

5. 注意事項

アクアライン橋脚への接近前と通過後は本船や他の船舶と接近する可能性が高いので十分注意すること。

下図の赤枠内航行禁止区域は東京湾アクアライン東水路を含む海域とし、アクアラインに対して南西側は約1マイル、および北東側約2マイルを航行禁止区域とする。

コース短縮（海ほたるフィニッシュになる場合）をしない場合、アクアライン橋脚No.7とNo.8の間を通過したあと直ぐに北西方向に進路をとらず約2マイルは北東方向（京葉シーバース）に進路をとり赤枠内航行禁止への進入・帆走をしないようにすること。

海ほたる周辺のコース図



浦安沖灯標
 フィニッシュラインのおおよその位置
 N 35° 36.27'
 E139° 53.67'

東京灯標

東京沖灯浮標

京葉シーバース

風の塔[川崎人工島]

赤枠内航行禁止区域

海ほたる[木更津人工島]

海ほたるフィニッシュライン
 のおおよその位置

注1) 以下の(A)②(B)③(C)④(D)⑤を結ぶ枠内を航行禁止区域とする。

(A)	N 35° 27.20'	E139° 51.50'
(B)	N 35° 28.17'	E139° 52.00'
(C)	N 35° 29.55'	E139° 53.81'
(D)	N 35° 28.17'	E139° 52.00'
(E)	N 35° 28.65'	E139° 49.37'



※記載内容は世界測地系に準ずる